

大阪市広告事業提案制度募集要項

1 目的

民間事業者等との協働により本市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、本市が保有する資産等を活用した広告事業の提案を募集します。

提案が本市として過去に例のない新しいアイデアに基づくもので、実現可能であると認められた場合には、提案者と優先的に契約を締結します。

2 提案の対象

提案者が任意に選択できますが、本市が保有する資産等又は提案者が新たに提供する物品等に広告を掲載する提案とします。ただし、次に掲げるものは除きます。

- ・法令により広告物の表示が禁止されるもの
- ・公営企業（水道局）管理者が管理するもの

3 募集条件

募集する提案は、提案内容を提案者自ら主体となり実施する提案で、次の全ての条件を満たすものとします。ただし、「大阪市屋外広告物条例」、「大阪市広告掲載要綱」、「大阪市広告事業提案制度実施要綱」等の関係法令等に抵触する広告事業は提案できません。

- (1) 広告掲載料等の納入又は物品等の提供により本市の経費削減につながる提案であること。（1件10万円以下（税抜）のものは提案できません。）
- (2) 原則として、本市に費用負担（契約終了又は契約解除に伴う原状回復費用を含む）が生じないこと。
- (3) ネーミングライツに関するものではないこと。

4 広告掲載期間

提案の内容及び広告媒体の性質を踏まえて決定することとし、最長3年間とします。ただし、事業者自らが設置した工作物等で、耐用年数が3年を超える場合にあっては、その耐用年数とし、最長5年間とします。

なお、広告掲載期間が3年を超える場合にあっては、当該工作物等の耐用年数を証明する資料の提出を求めます。

5 提案者の資格

提案者は、提案内容を自ら主体となり実施する個人及び法人で、次の各号の要件をすべて満たす場合に限り（広告代理店による提案も可能です。）

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 大阪市税の滞納がないこと。（ただし、大阪市税の納税義務を有する者に限る。）
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

6 募集期間

随時提案を受け付けます。

なお、提案後のスケジュールについては、以下の通り予定しています。

＜スケジュール＞

- ・ 4月～7月受付分 原則、10月末までに審査委員会を開催し、結果を通知
 - ・ 8月～11月受付分 原則、2月末までに審査委員会を開催し、結果を通知
 - ・ 12月～3月受付分 原則、6月末までに審査委員会を開催し、結果を通知
- ※審査委員会とは、大阪市広告事業提案制度審査委員会を指します。（以下同じ）
- ※審査委員会の予定については、提案件数等により変更する場合があります。

7 提案方法

(1) 問い合わせ

具体的に提案するに当たっては、まず、電話又はメールにて財政局財務部財源課（税財政企画グループ）までお問い合わせください。

なお、問い合わせ内容によっては、回答までに時間を要する場合がありますので、予め御了承ください。

(2) 事前相談【必須事項】

本提案制度をより効率的・効果的に運用するため、提案前の事前相談を必須としています。「大阪市広告事業提案制度事前相談書」（様式1）及び提案内容がわかる資料等により、財政局財務部財源課（税財政企画グループ）へ御相談ください。

なお、この段階で、関係法令に抵触する等、実現可能性が低いと判断できる提案等については、その理由等をお伝えした上で、再検討をお願いする場合があります。

(3) 提案の受付

ア 提案の方法

提案については、以下の書類を、窓口、郵送又はメールにて財政局財務部財源課（税財政企画グループ）に提出してください。

必要書類	大阪市広告事業提案制度提案書（様式2）
	その他、提案に関する資料（様式任意）

※ 必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。

イ 提案の内容

- ・ 広告を掲載する媒体
- ・ 実施する広告の内容
- ・ 掲載期間
- ・ 広告掲載料及びその算定根拠 など

8 提案内容の審査

(1) 審査の方法

- ・ 下表の審査項目について、審査を実施します。

- ・提案の内容について、必要に応じて後日ヒアリングを実施します。
- ・提案の内容に関する追加資料、提案者の決算書類等の提出を求めることがあります。
- ・審査委員会で審査基準を全て満たすかどうかを確認し、提案の適否を決定します。
- ・本市にも費用負担が発生する場合などは、一定の条件を付すことがあります。

審査項目	審査基準
独自性	本市で過去に募集を行った又は実施を検討中の手法ではないか
有益性	歳入の確保（経費の削減）につながるか
実現可能性	関係法令等に抵触しないか
	施設管理運営や行政サービスへの影響はないか
	公共機関としての公平性が確保されているか

※提案が適当と認められた提案者を、「優先契約候補者」といいます。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者に通知するとともに、提案者及び提案の概要と併せて本市ホームページにおいて公表します。

9 契約等の手続

(1) 契約の締結

- ・優先契約候補者となった場合、広告媒体所管部署と提案者で事業内容等の協議を行い、合意した場合にのみ契約（随意契約）を締結します。
- ・1つの広告媒体に対して、優先契約候補者が複数存在する場合においても、同様に協議を行うこととなります。
- ・契約期間は、提案の内容及び広告媒体の性質を踏まえて決定することとし、最長3年間とします。ただし、事業者自らが設置した工作物等について、耐用年数が3年を超える場合にあっては、その耐用年数とし、最長5年間とします。
- ・広告の掲載に当たっては、広告媒体所管部署が定める広告掲載要領等の適用を受けることになります。
- ・契約の締結に併せて必要な手続として、広告媒体が行政財産の場合には、大阪市行政財産広告取扱規則に基づき、優先契約候補者は広告媒体所管部署に、広告掲出許可申請書を提出してください。
- ・その他、提案内容を実施するに当たり、道路法、大阪市屋外広告物条例に基づく許可申請、大阪市都市景観条例に基づく担当部署との協議など、特別な法令や条例等の規定がある場合には、その規定に基づく手続等が別途必要（申請等は提案者自身で行っていただきます。）になります。（「11 注意事項（4）」参照）

(2) 広告原稿の承認

- ・契約締結をした優先契約候補者（以下「契約者」という。）は、契約締結後、広告媒体所管部署に広告原稿案を提出してください。
- ・広告媒体所管部署は、大阪市広告掲載要綱、広告媒体所管部署が定める広告掲載

要領等に基づき審査を行います。内容等に問題がなければ、広告媒体所管部署において、契約者に広告原稿案を承認する旨を文書で通知します。問題があれば修正を依頼します。

(3) 広告物の掲載

契約者は、広告原稿案の承認を受けた後、契約に沿って、広告媒体所管部署への広告物の納入又は広告物の設置を行ってください。

(4) 広告掲載料等の納入

契約者は、広告媒体所管部署が交付する納入通知書により、定められた期限内に広告掲載料や使用許可による使用料等を納入してください。

(5) 契約期間満了後の措置

本市において、契約期間満了後も引き続き同様の広告事業を実施することとした場合は、改めて広告媒体の種類、規格、掲載位置、募集方法、広告料及び選定方法等を特定した上で、事業者を募集します。

10 費用負担

- (1) 本件の提案に係る一切の費用は、提案者の負担となります。
- (2) 広告事業の実施に伴い必要となる費用及び契約期間満了後に原状回復に要する費用は、原則、契約者の負担となります。

11 注意事項

- (1) 各提出書類において、虚偽の内容を記載した場合は失格となります。
- (2) 提出された書類は、返却しません。
- (3) 審査委員会において提案が適当と判断された場合であっても、広告媒体所管部署との契約協議によっては契約を締結しないことがあります。
- (4) 契約締結後であっても、道路法や大阪市屋外広告物条例に基づく許可基準に適合せず広告掲載の許可が下りないときや、広告掲載に係る大阪市都市景観条例に基づく担当部署との協議が不調となったときなど、契約の締結に併せて必要な手続が完了しない場合には、提案が審査委員会で適当と判断された場合であっても、当該提案に基づく広告物の掲載はできません。

12 問い合わせ先及び書類の提出先

大阪市財政局財務部財源課（税財政企画グループ） 広告事業担当

住 所：〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 本庁舎6階

T E L：06-6208-7739

メール：da0013@city.osaka.lg.jp

※ 持参の場合の受付時間 9:00～12:15 及び 13:00～17:30（土日祝日及び年末年始期間（12月29日から1月3日）を除く）